

和8年度 特別区民税・都民税（住民税）申告の手引き

重 要

- 申告期限**は**令和8年3月16日(月)**です。

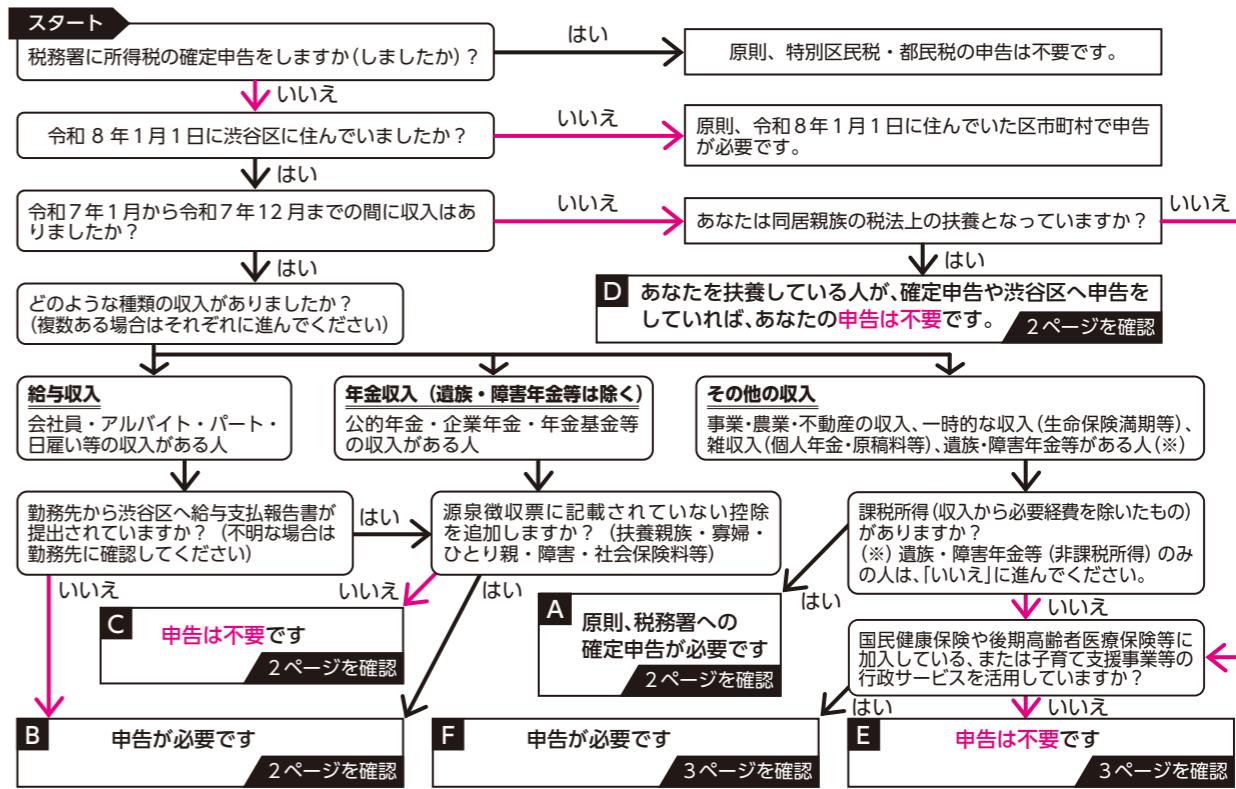
 - 受付期間：**令和8年2月16日(月)**から**令和8年3月16日(月)**まで（土日及び祝日は除く）
 - 受付時間：**午前9:00**から**午後5:00**まで
 - 受付窓口：渋谷区役所6階 税務課 課税第一係・課税第二係（6-2税務課）
申告期間は窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。
税額シミュレーションシステムのページの案内に従って入力・印刷すると申告書が作成できます。
(郵送での提出が必要です。)
詳しくは3ページをご覧ください。

申告期限を過ぎてから申告された場合は、税額の決定までに時間がかかり、各種行政サービスに影響が及ぶ場合があります。申告期限内の申告をお願いいたします。

あなたは申告が必要?不要?「申告判断フローチャート」で確認しましょう。

「はい」「いいえ」に沿って進んでください。申告の必要・不要が分かります。

A～Fに到達した場合は、2～3ページの説明をお読みください。



合せ先 ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。

渋谷区役所 区民部 税務課 課税第一係・第二係

特別区民税・都民税の申告等に関する問合せ>

所：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号

話(直通): 03-3463-1719/03-3463-1726

渋谷稅務署

確定申告や所得税に関する問合せ>

所：〒150-8333 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎

電話(代表): 03-3463-9181

特別区民税・都民税（住民税）の申告にあたって

特別区民税・都民税（住民税）は国税である所得税とは別に、令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得等の状況により、令和8年1月1日にお住まいの区市町村で課税される税金です。

住民税の申告とは、適切に課税（非課税）を決定するために、必要な所得や控除の内容を申告書に記載し提出していただくことです。

申告が必要か不要かは、令和7年中の状況により、2～3ページのA～Fに分けられます。

申告の必要・不要 チェックポイント（1ページ「申告別フローチャート」と対応）

A 税務署へ所得税の確定申告が必要な人（税務署の問合せ先は1ページ参照）

- 事業所得や不動産所得のある人
- 給与所得者で次に該当する人
 - 給与収入が2,000万円を超える人
 - 給与所得以外に不動産所得等、他の所得が20万円を超える人（住民税は20万円以下でも申告が必要です）
 - 2ヵ所以上から給与を受けている人（全ての給与を合算して年末調整されている人を除く）
- 土地・建物等を売却した人

ポイント

税務署へ所得税の確定申告をした場合は、区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告は原則必要ありません。確定申告については税務署にお問合せください。

B 区役所へ特別区民税・都民税（住民税）の申告が必要な人

- 令和8年1月1日現在、渋谷区に住んでいる人で、前年中（令和7年1月～令和7年12月）に所得があり、次に該当する人
 - 給与収入のある人で、勤務先から渋谷区に給与支払報告書が提出されていない人
 - 令和7年中（令和7年1月～令和7年12月）に退職して、令和8年1月1日現在、就職していない人
 - 給与や公的年金等を受給されている人で、源泉徴収票に記載されていない各種控除（扶養親族・寡婦・ひとり親・障害・社会保険料等）の追加をしたい人

※控除の追加をするため、税務署へ確定申告をした人は、区役所への申告は不要です。
- 令和8年1月1日現在、渋谷区に住んでいない人で、渋谷区内に事務所・事業所のある人
詳細はお問合せください。

ポイント

申告を怠ると、控除が少ない状態で税額計算が行われるため、決定される住民税額が高くなる場合があります。また、申告されていない所得が判明したときには、課税された税額を一度に納めることになる場合があります。

C 申告が不要な人（勤務先や年金支払者等から区役所へ課税資料が提出されている）

- 給与収入のみの人で、勤務先が区役所に給与支払報告書を提出済みの人
※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先から給与支払報告書が提出される必要があります。
※不明な場合は勤務先に確認してください。
- 公的年金等の収入のみの人

ポイント

申告をしていなくても、区役所に提出された課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書）に基づき住民税の計算が行われます。ただし、扶養親族や社会保険料等の各種控除は課税資料に記載されているとおりとなりますので、控除の追加がある場合は申告が必要となります。

D 申告が不要な人（あなたを扶養している人が確定申告や渋谷区へ申告をしている）

所得の合計が45万円以下で、親族に扶養されている場合は、扶養している人が申告や扶養親族として年末調整をしていれば、あなた自身の申告がなくても非課税の決定がされます。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は、Fを確認してください。

- あなたを扶養している人が令和8年1月1日現在、渋谷区以外にお住まいの場合
- あなたを扶養している人が配偶者で、かつ所得の合計が1,000万円を超える場合

E 申告が不要な人（課税される所得がない）

課税される所得がない場合は、所得税や特別区民税・都民税（住民税）の申告をする義務はありません。ただし、申告をしなかった場合は、未申告となり非課税の決定がされません。そのため、非課税の証明書が必要な場合は申告が必要になります。（親族に扶養されている場合はDを、それ以外の人はFを確認してください。）

F 非課税の決定が必要なため、申告が必要な人

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険の保険料算定や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・就学援助・保育料・公営住宅関係の区分判定等のため、非課税の決定が必要な人

2 その他の理由で非課税の証明書が必要な人

ポイント

申告をしない場合は「未申告」となるため、非課税の決定はされません。その結果、保険料や負担金、公営住宅の家賃等が高くなることや、手当等が受けられなくなることがあります。また、申告期限を過ぎてから申告をされた場合は、非課税の決定までに時間がかかり、各制度の締切日に間に合わなくなることがあります。

申告が必要な人へ【申告書の記載方法・申告に必要な資料等】BまたはFに該当する人

申告書の記載方法

- Fに該当する人は4ページ（「申告書の記載方法（課税される所得がなかった人）」）を参照してください。
- Bに該当する人は5～15ページ（「申告書の記載方法（課税される所得があった人）」）を参照してください。

申告に必要な資料

1 個人番号（マイナンバー）確認書類と身元確認書類

個人番号（マイナンバー）確認書類	身元確認書類
【いずれか1点】 マイナンバーカード（裏面）、マイナンバーの記載がある住民票の写し、通知カード（※1）、など	【いずれか1点】 マイナンバーカード（表面）、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、身体障害者手帳など
	【いずれか2点】 健康保険の資格確認書、介護保険証、年金手帳、資格証明書（写真なし）、母子健康手帳、住民票の写し（マイナンバー記載なし）、納税通知書など（※2）

（※1）通知カードは、記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続されている場合に限ります。

（※2）健康保険の資格確認書は有効期限到来前のものに限ります。

2 所得を証明する資料（給与・公的年金…源泉徴収票、報酬…支払調書等）

3 各種証明書、領収書（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金等）または明細書（医療費）の原本。ただし、源泉徴収票に記載のある分については提出不要です。

※源泉徴収票、各種証明書等の添付書類は申告書に貼らずに提出してください。

作成に関するご案内

紙の申告書に記載する方法以外に、税額シミュレーションシステムのページ案内に従って入力・印刷することで申告を作成することもできます。（郵送による提出が必要です。）

システムで申告書を作成した人で、区から申告書が送付されている場合は、作成した申告書の「宛名番号」欄に、区から送付された申告書に印字されている宛名番号（8桁）を転記してください。

（例）

宛名番号 37 4 2 8 4 2 8 4 2

※税額シミュレーションシステムは渋谷区ポータルで確認してください。
こちらの二次元コードを読み取ると該当のページに移行します。



申告書の記載方法（課税される所得があった人）裏面

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人は、源泉徴収票のない人は記入してください。)					
月	日	給	勤務日数	月	収
1					280,111 円
2					285,112 円
3					290,222 円
4					295,223 円
5					300,333 円
6					305,334 円
7					310,444 円
8					315,445 円
9					320,555 円
10					319,556 円
11					318,666 円
12					317,667 円
					450,500 円
					4,109,168 円
法人番号	所在地	9999999999999999			
勤務先名					渋谷商店
電話番号					03-0000-0000
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項					
総合譲渡	短 期	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額
	長 期	円	円	円	円
	一 時	円	円	円	円
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 かかることなく記入して下さい。(アドバイス)					
二 合計イ+ [(ロ+ハ)×1/2]					
11 事業専従者に関する事項					
1	フリガナ	シブヤ タイチ	続柄	弟	生年月日 明・大 年 月 日 令 42・4・1 専従者給与(控除)額 500,000 円
	氏名	渋谷 太一			
	個人番号	111111111111118		従事月数	12
12 別居の扶養親族等に関する事項 ※国外に居住している人を扶養している場合は証明書を添付					
1	フリガナ	シブヤ ウメ	住 所	○○県□□市△△1-1-1	
2	フリガナ		住 所		
3	フリガナ		住 所	12~13ページを参照してください。	
13 事業税に関する事項					
1	非課税 など の場合は 控除額の 特典適用前 の不 差し 所得	所得金額	円		
			円		
			円		
14 寄附金に関する事項 (証明書・領収書要添付)					
都道府県・市区町村分 (特別控除対象)					円
東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部分、 都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)					円
条例指定分	東京都	50,000 円			
	渋谷区	20,000 円			
15 所得金額調整控除に関する事項					
1	フリガナ	続柄	生年月日 明・大 年 月 日 令	特別障害者に 該当する場合	級 度
	氏名				別居の場合 の住所
	個人番号				
16 年中所得がなかった方へのお願い					
前年中に所得がなかった方も、申告書表面に住所・個人番号(マイナンバー)・氏名・電話番号・生年月日・業種又は職業・ 氏名・続柄を記入の上、 申告書〔表面〕右側「2所得金額・⑫」に0円 と記載してください。特別区民税・都 告は、非課税証明書の発行や国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・介護保険・児童手当・児童扶養手当・ 手当・就学援助・保育料・公営住宅関係等の手続きにも必要になります。非課税所得(雇用保険・労災保険・ ・障害年金・生活援助等)があった場合も、 申告書〔表面〕右側「2所得金額・⑫」に0円 と記載してください。					
参考 目 次 付 て く だ さ い。	税理士名	電話番号			

収入・所得 申告書表面右側の「1 収入金額等」、「2 所得金額」に記載します。

営業等 (記載欄: 申告書表面 「1 収入金額等」・ア、「2 所得金額」・①)

⇒事業から生じる収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

(例) 製造業・卸売業・サービス業・外交員・内職・医師・弁護士・俳優など

【必要経費】商品の原価、地代、家賃、租税公課、減価償却費、交通費など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

農業 (記載欄: 申告書表面 「1 収入金額等」・イ、「2 所得金額」・②)

⇒農業から生じる収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

【必要経費】種苗代、肥料代など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

不動産 (記載欄: 申告書表面 「1 収入金額等」・ウ、「2 所得金額」・③)

⇒家賃・地代などによる収入金額 (所得は収入金額-必要経費)

【必要経費】固定資産税、修繕費、減価償却費、損害保険料など

※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記載してください。

利子 (記載欄: 申告書表面 「1 収入金額等」・エ、「2 所得金額」・④)

⇒日本国外に預けた預金等の利子などのみを記載してください。一律分離課税により源泉徴収されたものは記載する必要はありません。

配当 (記載欄: 申告書表面 「1 収入金額等」・オ、「2 所得金額」・⑤)

⇒株式の配当、出資の配当、剩余金の分配、公社債投資信託以外の証券投資信託の分配金などの収入の合計額 (所得は収入金額-必要経費)

【必要経費】株式などの元本を取得するための負債の利子

※非上場株式等及び上場株式等の大口株主は所得税の確定申告が必要となります。

※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄にも記載してください。

給与 (記載欄: 申告書表面 「1 収入金額等」・カ、「2 所得金額」・⑥)

⇒給与、賞与などによる収入の合計額

給与所得控除後の金額 (給与所得金額) は以下の「給与所得金額の速算表」を参照してください。

【添付書類】給与所得の源泉徴収票の添付にご協力ください。

※源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」欄に収入金額、勤務先等を記載してください。

※収入金額は社会保険料や所得税を差し引かれる前の金額です (交通費として支給されている金額は、収入金額から差し引くことができます)。

◎給与所得金額の速算表

収入額(支払額)	給与所得控除後の金額
650,999円以下	0円
651,000円~1,899,999円	収入額 - 650,000円
1,900,000円~3,599,999円	A × 0.7 - 80,000円
3,600,000円~6,599,999円	A × 0.8 - 440,000円

収入額(支払額)	給与所得控除後の金額
6,600,000円~8,499,999円	収入額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	収入額 - 1,950,000円

※A=収入金額 ÷ 4,000 円(小数点以下切り捨て) × 4,000 円

■所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。申告書表面右側「2 所得金額・⑥」に所得金額調整控除後の金額を記載してください。また、以下の1に該当する場合のみ、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」にも記載してください。

1 あなたの給与の収入金額が850万円を超える場合、以下の(1)~(3)のいずれかに該当する場合(該当する人が複数の場合はいずれか1名のみを記載してください)。

- (1) あなたが特別障害者である
 (2) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族（「②扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記載した人を除く）を有する
 (3) 23歳未満の扶養親族（「②扶養控除」「16歳未満の扶養親族」に記載した人を除く）を有する
 〈控除額〉（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）- 850万円）×10%【限度額15万円】

ポイント

この控除は、扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれかの一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、年齢23歳未満の扶養親族である子がいる場合、夫婦双方がこの控除の適用を受けることができます。
 この欄のみ記載がある場合は、所得金額調整控除は適用されますが、扶養控除は適用されません。

- 2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合（1の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。）
 〈控除額〉 給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）+公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）- 10万円【限度額10万円】

雑 公的年金等（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・キ、「2 所得金額」・⑦）

⇒公的年金等による収入金額（介護保険料や所得税などが差し引かれる前の金額）

（例）国民年金・厚生年金・共済年金・恩給・年金基金など

公的年金等所得控除後の金額（公的年金等所得金額）は以下の「公的年金等所得金額の速算表」を参照してください。

【添付書類】公的年金等の源泉徴収票の添付にご協力ください。

※遺族年金・障害年金は課税の対象になりません。

◎公的年金等所得金額の速算表

公的年金等の収入金額	公的年金等所得金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上（※）	330万円未満 収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90万円
	330万円以上 410万円未満 収入金額×0.75-27万5,000円	収入金額×0.75-17万5,000円	収入金額×0.75-7万5,000円
	410万円以上 770万円未満 収入金額×0.85-68万5,000円	収入金額×0.85-58万5,000円	収入金額×0.85-48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満 収入金額×0.95-145万5,000円	収入金額×0.95-135万5,000円	収入金額×0.95-125万5,000円
	1,000万円以上 収入金額-195万5,000円	収入金額-185万5,000円	収入金額-175万5,000円
65歳未満	130万円未満 収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円
	130万円以上 410万円未満 収入金額×0.75-27万5,000円	収入金額×0.75-17万5,000円	収入金額×0.75-7万5,000円
	410万円以上 770万円未満 収入金額×0.85-68万5,000円	収入金額×0.85-58万5,000円	収入金額×0.85-48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満 収入金額×0.95-145万5,000円	収入金額×0.95-135万5,000円	収入金額×0.95-125万5,000円
	1,000万円以上 収入金額-195万5,000円	収入金額-185万5,000円	収入金額-175万5,000円

（※）65歳以上：昭和36年1月1日以前生

雑 業務にかかる雑所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・ク、「2 所得金額」・⑧）

⇒原稿料、講演料などの副収入による所得（所得は収入金額-必要経費）

（例）原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入、シルバーアイテムセンターからの分配金など

【必要経費】原稿用紙代、資料代など

※申告書裏面の「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記載してください。

雑 その他の雑所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・ケ、「2 所得金額」・⑨）

⇒いざれにも該当しない収入金額（所得は収入金額-必要経費）

（例）生命保険年金、郵便局の年金保険、互助年金など

【必要経費】年金掛金など

※申告書裏面の「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記載してください。

譲渡所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・コーサ、「2 所得金額」・⑪）

⇒機械、自動車、営業権、ゴルフ会員権、骨とうなどの資産の譲渡収入（土地、建物などで分離課税されるものを除く）
 譲渡した資産について、保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を超える場合は長期譲渡となります。

【必要経費】譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費など

〈特別控除〉短期と長期を合わせて50万円（限度額）

※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記載してください。

一時所得（記載欄：申告書表面「1 収入金額等」・シ、「2 所得金額」・⑪）

⇒賞金・懸賞金・競馬などの払戻金、満期生命保険料などの一時的な収入

【必要経費】生命保険料支払額、掛金の総額など

〈特別控除〉50万円（限度額）

※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記載してください。

所得から差し引かれる金額等

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」に記載します。

該当する控除額が記載されている源泉徴収票を添付する場合、証明書等は必要ありません。

社会保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑬、「4 所得から差し引かれる金額」・⑬）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険料を、令和7年中に支払った場合。

【必要書類】国民年金保険料または国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、国民年金保険料控除証明書（原本）

〈控除額〉支払金額

※あなた以外が受け取る年金から差し引かれている国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は控除できません。

小規模企業共済等掛金控除（記載欄：申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」・⑭）

⇒第1種共済掛金と条例で定める心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法による企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金を、令和7年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本）

〈控除額〉支払金額

生命保険料控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑮、「4 所得から差し引かれる金額」・⑮）

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料（保険料契約による配当金を除く）または個人年金保険契約等に基づく保険料や掛金を、令和7年中に支払った場合。

【必要書類】支払額証明書（原本）※一般生命保険契約（旧契約）で保険料1口9,000円以下の場合は不要

〈控除額〉一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をそれぞれ以下の計算式にあてはめ、算出した控除額の合計金額

【限度額 合計7万円】

（1）平成24年1月1日以降に締結の保険契約等（以下「新契約」）の場合

一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の支払金額を以下の計算式にあてはめて、それぞれの控除額を計算します。

新契約 平成24年1月1日以降に締結された保険契約 〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※） 介護医療保険〕 （※）申告書には新生命保険料、新個人年金保険料と記載しています。	支払金額	控除額
	12,000円以下	全額
	12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円

（2）平成23年12月31日までに締結の保険契約等（以下「旧契約」）の場合

一般生命保険料及び個人年金保険料の支払金額を以下の計算式にあてはめて、それぞれの控除額を計算します。

旧契約 平成23年12月31日までに締結された保険契約 〔一般生命保険（※） 個人年金保険（※）〕 （※）申告書には旧生命保険料、旧個人年金保険料と記載しています。	支払金額	控除額
	15,000円以下	全額
	15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
	70,001円以上	35,000円

※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約をそれぞれ上記と同様に計算し、以下のいずれか多い方の金額を控除額とします。

①（1）で算出した控除額+（2）で算出した控除額【限度額 2万8千円】

②（2）で算出した控除額のみ【限度額 3万5千円】

生命保険料控除全体の限度額は7万円です。

地震保険料控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯)

⇒あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が所有する居住用家屋や生活動産に対して、保険もしくは共済の目的とした地震保険契約等に基づく保険料や掛金を令和7年中に支払った場合。

※平成18年末までに契約した旧長期損害保険料(保険・共済期間が10年以上で満期返戻金があり、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないもの)については、従前の損害保険料控除が適用になります。

【必要書類】支払額証明書(原本)

〈控除額〉地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ以下の表にあてはめ、算出した控除額の合計金額

地震保険料(1)		旧長期損害保険料(2)	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
50,000円以下	支払金額×1/2	5,000円以下	全額
		5,001円~15,000円	支払金額×1/2+2,500円
50,001円以上	25,000円	15,001円以上	10,000円

〔限度額(1)+(2)合計2万5千円〕

寡婦控除・ひとり親控除

■寡婦控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑰、「4 所得から差し引かれる金額」・⑰)

⇒以下の「ひとり親控除」にあたらない寡婦の人で、あなたが次の1、2のいずれかに該当する場合(いずれも事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く)

- 夫と離婚後婚姻していない人で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下かつ扶養親族がいる人
- 夫と死別した後、婚姻していない人、夫が生死不明などの人で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の人

〈控除額〉26万円

■ひとり親控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯)

⇒令和7年12月31日の現況において、婚姻していない人、配偶者が生死不明などの人で、生計を一にする子(令和7年中の総所得金額等が58万円以下)を有する単身者(令和7年中の合計所得金額が500万円以下に限る)の場合(事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合を除く)

〈控除額〉30万円

寡婦(女性のみ適用可)

区分	死別	離婚	未婚
要件	・合計所得が500万円以下	扶養親族あり(子以外)	
	・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		
控除額	26万円		

ひとり親(男性・女性どちらも適用可)

区分	死別	離婚	未婚
要件	・合計所得が500万円以下	扶養親族あり(子以外)	
	・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		
控除額	30万円		

勤労学生控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯)

⇒あなたが特定の学校の学生・生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、配当所得などの勤労によらない所得金額が10万円以下の場合

【必要書類】専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、学校や法人から交付される証明書(原本)

〈控除額〉26万円

障害者控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯)

⇒令和7年12月31日の現況において、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族が以下に該当する場合。

障害者	(1) 身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている。 (2) 65歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている。	控除額 26万円
特別障害者	(1) 上記の手帳の交付を受けている人で、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳(療育手帳)1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症から第3項症までに該当する。 (2) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある。 (3) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている。 (4) 常に就床を要し、複雑な介護を要する。 (5) 65歳以上で、精神または身体に障害があると区市町村長の認定を受けている人で、(1)に準ずる。	控除額 30万円
同居特別障害者	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者に該当し、本人・配偶者または生計を一にするその他親族のいのちの同居を常況としている場合。	控除額 53万円

配偶者控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯~⑰、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯~⑰)

⇒あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合は、死亡日)の現況において、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合

ポイント

国外居住親族にかかる配偶者控除の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。
詳細は12ページ「扶養控除等を適用する国外居住親族がいる場合の提出書類について」をご参考ください。

配偶者特別控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯~⑰、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯~⑰)

⇒あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円超~133万円以下の場合
※配偶者特別控除を適用する場合は、申告書表面左側「⑯~⑰配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の配偶者の合計所得金額欄を記載してください。

(例) 配偶者の合計所得金額	1,330,000円
----------------	------------

ポイント

国外居住親族にかかる配偶者特別控除の適用を受けるには、「親族関係書類」「送金関係書類」が必要になります。
詳細は12ページ「扶養控除等を適用する国外居住親族がいる場合の提出書類について」をご参考ください。

同一生計配偶者(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯~⑰)

⇒あなたの合計所得金額が1,000万円超で、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合

〈控除額〉適用なし

※同一生計配偶者を非課税判定の扶養人数として加えることや障害者控除を適用することは可能です。
※同一生計配偶者を適用する場合は、申告書表面左側「⑯~⑰配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」の「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」に「レ」チェックを記載してください。(配偶者控除を適用できる場合には、「レ」チェックの記載は必要ありません。)

(例) <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)
--

◎配偶者控除/配偶者特別控除/同一生計配偶者

控除区分	配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者特別控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円	なし(※3)
		38万円	26万円	13万円	
	58万円超~100万円以下	58万円超~100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超~105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超~110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超~115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超~120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超~125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超~130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超~133万円以下	3万円	2万円	1万円

(※1) 昭和31年1月2日以後出生の人/ (※2) 昭和31年1月1日以前出生の人/ (※3) 同一生計配偶者に含まれます。

扶養控除(記載欄:申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・⑯~⑰、「4 所得から差し引かれる金額」・⑯)

16歳未満の扶養親族(記載欄:申告書表面左側「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」)

⇒令和7年12月31日(年の途中で死亡した場合は、死亡日)の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合

扶養区分	控除額
一般扶養	昭和31年1月2日~平成15年1月1日生 平成19年1月2日~平成22年1月1日生
特定扶養	平成15年1月2日~平成19年1月1日生
老人扶養	昭和31年1月1日以前生(70歳以上)
同居老親扶養	昭和31年1月1日以前生(70歳以上)
年少扶養	平成22年1月2日以後生(16歳未満)

医療費控除（記載欄：申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」・②⑧、「4 所得から差し引かれる金額」・②⑧）

⇒対象期間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に、あなたや、あなたと生計を一にする親族のために医療費等を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。実際に支払った金額から、生命保険や社会保険などで補填される金額を差し引いた金額が対象となります。なお、医療費控除は以下の種類があります。

■医療費控除

支払った医療費から総所得金額等の5%の金額（総所得金額等が200万円以上の場合 10万円）を差し引いた金額を総所得金額等から控除します。【限度額 200万円】

【必要書類】

- 1 医療費控除の明細書
- 2 医療保険者から交付された医療費通知（※）

（※）申告書に添付できる医療費通知は、次の6項目の記載があるものです。

- (1) 被保険者等の氏名 (2) 療養を受けた年月
- (3) 療養を受けた人 (4) 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- (5) 被保険者が支払った医療費の額 (6) 保険者等の名称

この6項目のうちいずれかの項目の記載がない場合は、医療費通知に補完記載することで、申告書に添付することができます。

※申告する医療費が2の医療費通知に全て記載されている場合は医療費通知のみの提出で可。

※2の医療費通知に記載されていない内容を追加する場合は、1の明細書と2の医療費通知の両方の提出が必要。

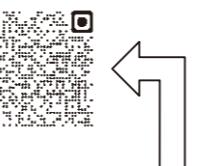
■セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組（※）を行っているあなたや、あなたと生計を一にする親族にかかる「スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品）」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合に、その超える部分の金額を総所得金額等から控除します。【限度額 8万8千円】

【必要書類】セルフメディケーション税制の明細書

（※）一定の取組とは以下のものです。

- 保険者が実施する健康診査（人間ドック、各種健診など）／予防接種（定期接種、インフルエンザの予防接種など）
- 勤務先で実施する定期健康診断（事業主診断）／特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- 区市町村が健康増進事業として実施するがん検診



※スイッチ OTC 医薬品の具体的な品目一覧については、厚生労働省ホームページを参照してください。（上記二次元コードを読み取ると該当のページに移行します。）

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を適用する人は、申告書表面右側「医療費控除②」欄の区分に「1」と記載してください。

（例） 医療費控除 区分 1 ② 110 88,000 円

ポイント

- ・令和3年度の住民税申告からは、医療費の領収書では医療費控除の適用を受けることができません。必ず医療費控除の明細書や医療費通知を添付してください。
- ・医療費の領収書は添付しないでください。ただし、明細書の記載内容を確認することができますので、医療費の領収書はご自宅等で5年間保管してください。
- ・「医療費控除」と「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」の両方を適用することはできないため、どちらかを選択しての適用となります。申告後の変更はできません。
- ・医療費控除及びセルフメディケーション税制の明細書の様式は渋谷区ポータルからダウンロードできます。また、渋谷区ポータル内の税額シミュレーションシステムから作成することも可能です。

基礎控除（記載欄：申告書表面「4 所得から差し引かれる金額」・②⑨）

⇒あなたの昨年1年間の合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます。

- 〈控除額〉・あなたの令和7年中の合計所得金額が2,400万円以下・・・43万円
 ・あなたの令和7年中の合計所得金額が2,400万円超～2,450万円以下・・・29万円
 ・あなたの令和7年中の合計所得金額が2,450万円超～2,500万円以下・・・15万円

寄附金税額控除（記載欄：申告書裏面「14 寄附金に関する事項」）

⇒あなたが、令和7年中に以下の表のいずれかに寄附を行った場合は、寄附先に応じた控除額が住民税所得割額から控除されます。

【必要書類】寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等

寄附先	控除額
都道府県・区市町村（ふるさと納税）	①基本控除と②特例控除の合計額
住所地の共同募金会、日本赤十字社の支部 ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない都道府県・区市町村（特例控除対象外）	①基本控除の金額
東京都が条例で指定した団体（※1）	①基本控除のうちaの金額
渋谷区が条例で指定した団体（※2）	①基本控除のうちbの金額

（※1）東京都のみが条例で指定している団体へ寄附した場合は、都民税所得割額からのみ控除されます。
団体はこちらの二次元コードから確認できます。



（※2）渋谷区の条例により指定された団体は、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団、社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会、公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社、公益財団法人渋谷区文化・芸術振興財団です（令和8年1月31日現在）

① 基本控除（a + b）

- a [寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）- 2,000円] × 都 4%
- b [寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）- 2,000円] × 区 6%

② 特例控除

都道府県・区市町村（特例控除対象）への寄附金があった場合は、次の算式による金額を①に合算します。

[寄附金の合計（総所得金額等の30%を限度）- 2,000円] × (90% - 所得税の限界税率^{※3} × 1.021^{※4}) × 都 2/5・区 3/5

（※3）課税総所得金額から人的控除差調整額（所得税と住民税の人的控除額の差の合計額）を差し引いた金額を基準とします。

（※4）住民税寄附金税額控除から復興特別所得税（2.1%）に対応する率を減ずるための調整措置

ポイント

- ・特例控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している人が確定申告または住民税申告を行った場合、ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、ワンストップ特例を適用することができなくなり、その年のふるさと納税の全額について確定申告または住民税申告を行う必要がありますのでご注意ください。

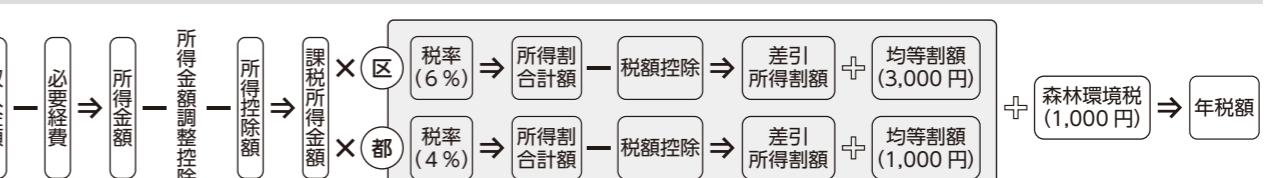
上場株式等に係る配当所得等または譲渡所得等の所得税と異なる課税方式の選択について

令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分）以降、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。

住民税上の配偶者控除・扶養控除等の適用や非課税判定だけでなく、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が出ることがありますので申告の際は、慎重に判断していただきますようお願いいたします。

（参考）住民税について知っておきたいこと②（特別区民税・都民税（住民税）の計算方法）



※令和6年度より特別区民税・都民税（住民税）の枠組みを用いて、森林環境税（国税）として年額1,000円を区市町村が賦課徴収することとされました。

なお、平成26年度より東日本大震災復興基本法に基づき課税していた、均等割額1,000円（特別区民税・都民税それぞれ500円）については、令和5年度で終了しました。

※分離課税所得がある場合は、計算方法（税率等）が異なります。また、均等割は所得の状況等により異なる金額となる場合があります。